

環境省令第二十一号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第十三号及び第七条第一項
第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十二日

環境大臣 山本 公一

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を新たに追加する。

官報掲載時は【別紙】の体裁による新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、平成二十八年八月三十日から施行する。

【別紙】南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

		改正後		改正前	
別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）		番号	名 称	位 置	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）
南極特別保護地区		六十	一千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分	六十
要件			二千九百二年にスウェーデン南極探検隊によりジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた木柱と石塚	南緯六十四度十七分四十七・二秒西経五十六度四十分三十三・七秒	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分
別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）		別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）		別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）	
南極特別保護地区		南極特別保護地区		南極特別保護地区	
要件		要件		要件	

第一南極特別保護 地区	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>七〇十三 (略)</p>
第二南極特別保護 地区	<p>(略)</p>
第三南極特別保護 地区	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>七〇十四 (略)</p>
第四南極特別保護 地区	<p>(略)</p>

第一南極特別保護 地区	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七〇十三 (略)</p>
第二南極特別保護 地区	<p>(略)</p>
第三南極特別保護 地区	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>七〇十四 (略)</p>
第四南極特別保護 地区	<p>(略)</p>

<p>第五南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>
<p>第六南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>
<p>第七南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>

<p>第五南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>
<p>第六南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>
<p>第七南極特別保護 地区</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>

第八南極特別保護 地区	(略)
第九南極特別保護 地区	一～三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五～十一 (略)
第十南極特別保護 地区	一～四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六～十一 (略)
第十一南極特別保護 地区	一～四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去する

第八南極特別保護 地区	(略)
第九南極特別保護 地区	一～三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五～十一 (略)
第十南極特別保護 地区	一～四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六～十一 (略)
第十一南極特別保護 地区	一～四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示するこ

第十二南極特別保護地区	<p>こと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六〇十二（略）</p>
第十三南極特別保護地区	<p>（略）</p> <p>六〇十二（略）</p>
第十五南極特別保護地区	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>八〇十四（略）</p>
第十六南極特別保護地区	<p>一〇七（略）</p> <p>八 科学的調査又は管理活動のために必要な</p>

第十二南極特別保護地区	<p>と。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六〇十二（略）</p>
第十三南極特別保護地区	<p>（略）</p> <p>六〇十二（略）</p>
第十五南極特別保護地区	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八〇十四（略）</p>
第十六南極特別保護地区	<p>一〇七（略）</p> <p>八 科学的調査又は管理活動のために必要な</p>

	<p>場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>九〇十五（略）</p>	<p>第十七南極特別保護地区</p>	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行つてはならない。</p> <p>八〇十四（略）</p>	<p>第十九南極特別保護地区</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>
--	--	--------------------	--	--------------------	--

	<p>場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>九〇十五（略）</p>	<p>第十七南極特別保護地区</p>	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行つてはならない。</p> <p>八〇十四（略）</p>	<p>第十九南極特別保護地区</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。な</p>
--	--	--------------------	--	--------------------	---

	<p>なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六〇十一（略）</p>
<p>第二十南極特別保護地区</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十二南極特別保護地区</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>七〇九（略）</p>

	<p>お、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六〇十一（略）</p>
<p>第二十南極特別保護地区</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>（新規）</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十二南極特別保護地区</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七〇九（略）</p>

第二十三、二十五 南極特別保護地区	(略)
第二十六南極特別 保護地区	一、四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六、十二 (略)
第二十七南極特別 保護地区	一、三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五、八 (略)
第二十八南極特別 保護地区	(略)
第二十九南極特別 保護地区	一、三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工

第二十三、二十五 南極特別保護地区	(略)
第二十六南極特別 保護地区	一、四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六、十二 (略)
第二十七南極特別 保護地区	一、三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五、八 (略)
第二十八南極特別 保護地区	(略)
第二十九南極特別 保護地区	一、三 (略) 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工

	<p>作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>五 七十二（略）</p>	<p>第三十一南極特別保護地区</p>	<p>一 二（略）</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 五（略）</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>七 七十二（略）</p>	<p>第三十二南極特別保護地区</p>	<p>一 四（略）</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行つこと。</p>
--	---	---------------------	---	---------------------	---

	<p>作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 七十二（略）</p>	<p>第三十一南極特別保護地区</p>	<p>一 二（略）</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 五（略）</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 七十二（略）</p>	<p>第三十二南極特別保護地区</p>	<p>一 四（略）</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたと</p>
--	---	---------------------	---	---------------------	---

	<p>なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六十三（略）</p>	<p>第三十三南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五十一（略）</p>	<p>第三十四南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	<p>第三十六、三十九</p>	<p>（略）</p>
<p>第三十五南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五十一（略）</p>	<p>第三十六、三十九</p>	<p>（略）</p>				

	<p>きは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。 六十三（略）</p>	<p>第三十三南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。 五十一（略）</p>	<p>第三十四南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>	<p>第三十六、三十九</p>	<p>（略）</p>
<p>第三十五南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五十一（略）</p>	<p>第三十六、三十九</p>	<p>（略）</p>				

南極特別保護地区	
第四十南極特別保護地区	一～三 (略)
第四十一～四十八南極特別保護地区	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五 十一 (略)
第四十九南極特別保護地区	一～二 (略) 三 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分二十七秒又は南緯六十二度二十八分十六秒西経六十度四十六分四十八秒)に限り、着陸することができる。 四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくな

南極特別保護地区	
第四十南極特別保護地区	一～三 (略)
第四十一～四十八南極特別保護地区	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五 十一 (略)
第四十九南極特別保護地区	一～二 (略) 三 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点南緯六十二度四十六分二十七秒西経六十度二十八分十七秒又は南緯六十二度四十六分四十八秒西経六十度二十八分十六秒)に限り、着陸することができる。 四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に

	<p>つたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>六〇十一（略）</p>
<p>第五十南極特別保護地区</p>	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>八〇十四（略）</p>
<p>第五十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p> <p>一〇二（略）</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及</p>

	<p>国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>六〇十一（略）</p>
<p>第五十南極特別保護地区</p>	<p>一〇六（略）</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八〇十四（略）</p>
<p>第五十一南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p> <p>一〇二（略）</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やか</p>

	<p>び設置年月日を明示すること。 四〇九（略）</p>
<p>第五十三南極特別保護地区</p>	<p>一〇二（略） 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四〇九（略）</p>
<p>第五十四南極特別保護地区</p>	<p>一〇九（略） 十 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 一〇六（略）</p>
<p>第五十五〇六十南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>
<p>第六十一南極特別保護地区</p>	<p>一〇三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工</p>

	<p>に当該工作物を除去すること。 四〇九（略）</p>
<p>第五十三南極特別保護地区</p>	<p>一〇二（略） 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 四〇九（略）</p>
<p>第五十四南極特別保護地区</p>	<p>一〇九（略） 十 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 一〇六（略）</p>
<p>第五十五〇六十南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>
<p>第六十一南極特別保護地区</p>	<p>一〇三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工</p>

	<p>作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>五十一（略）</p>
<p>第六十二南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p>
<p>第六十三南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略）</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>五十一（略）</p>
<p>第六十四南極特別保護地区</p>	<p>一、七（略）</p> <p>八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p>

	<p>作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五十一（略）</p>
<p>第六十二南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p>
<p>第六十三南極特別保護地区</p>	<p>一、三（略）</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五十一（略）</p>
<p>第六十四南極特別保護地区</p>	<p>一、七（略）</p> <p>八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>

第六十五南極特別保護地区	<p>九〇十五 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>七〇十二 (略)</p>
第六十六南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第六十七南極特別保護地区	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>八〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>

第六十五南極特別保護地区	<p>九〇十五 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七〇十二 (略)</p>
第六十六南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第六十七南極特別保護地区	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>

--

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあつては、営巣地から二十メートル）
アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限り。）	五十メートル
南極哺乳類及び南極鳥類（繁殖中のものに限り、マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）及びアプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）を除く。）	十五メートル
南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（繁殖中のものを除く。）	五メートル

--

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル
アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限り。）	三十メートル
南極鳥類のうち、ピゴスケリス・アデアリアエ（アデアリーペンギン）（繁殖地にいるものに限る。）	三十メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	

第六十九〜七十一	第六十八南極特別保護地区	
(略)	<p>三〇七 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p>	<p>十一〜十六 (略)</p>

第六十九〜七十一	第六十八南極特別保護地区									
(略)	<p>三〇七 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>	<p>十一〜十六 (略)</p> <table border="1" data-bbox="817 1442 1361 1823"> <tr> <td data-bbox="1219 1442 1361 1823">南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）</td> <td data-bbox="1070 1442 1219 1823">カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</td> <td data-bbox="967 1442 1070 1823">南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種</td> <td data-bbox="817 1442 967 1823">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="967 1823 1070 1968">五メートル</td> <td></td> </tr> </table>	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）	カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）			五メートル	
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）	カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）							
		五メートル								

第七十二南極特別保護地区	南極特別保護地区	一～三 (略)	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	五～十一 (略)
第七十三南極特別保護地区	第七十三南極特別保護地区	(略)	一～二 (略)	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
第七十四南極特別保護地区	第七十四南極特別保護地区	一～二 (略)	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	四～七 (略)
第七十五南極特別保護地区	第七十五南極特別保護地区	(略)	(略)	(略)
第七十二南極特別保護地区	第七十二南極特別保護地区	一～三 (略)	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	五～十一 (略)
第七十三南極特別保護地区	第七十三南極特別保護地区	(略)	一～二 (略)	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
第七十四南極特別保護地区	第七十四南極特別保護地区	一～二 (略)	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	四～七 (略)
第七十五南極特別保護地区	第七十五南極特別保護地区	(略)	(略)	(略)